

# 名勝洗足池公園保存活用計画

## 法令関係資料

令和3年6月

大田区都市基盤整備部

大田区教育委員会

## ○東京都文化財保護条例（抜粋）

全文：

[https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki\\_honbun/g101RG00002142.html](https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00002142.html)

### 目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 都指定有形文化財（第四条—第八条、第十条—第十五条、第十八条及び第十九条）

第五章 都指定史跡旧跡名勝天然記念物（第三十三条—第三十六条）

第九章 区市町村教育委員会（第五十七条・第五十八条）

第十一章 罰則（第六十二条—第六十五条）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で東京都（以下「都」という。）の区域内に存するもののうち、都にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて都民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。（平一七条例三九・一部改正）

#### （定義）

第二条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）（平一八条例四〇・一部改正）

#### （都等の責務）

第三条 都並びに特別区及び市町村は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めなければならない。

- 2 都民は、都がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。
- 4 東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第二章 都指定有形文化財

### (指定)

第四条 教育委員会は、都の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、都にとって重要なものを東京都指定有形文化財(以下「都指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を東京都公報(以下「都公報」という。)で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による都公報の告示があつた日からその効力を生ずる。
- 5 第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該都指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

### (解除)

第五条 都指定有形文化財が都指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第四項の規定を準用する。
- 3 都指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該都指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を都公報で告示するとともに、当該都指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第二項で準用する前条第三項の規定による都指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに都指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

### (所有者の管理義務及び管理責任者)

第六条 都指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づいて定める東京都教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)及びこの条例に基づいてする教育委員会の指示に従い、都指定有形文化財を管理しなければならない。

2 都指定有形文化財の所有者は、特別の事由があるときは、専ら自己に代わり当該都指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第七条 都指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 都指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第八条 都指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第十条 都指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、都は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第十一条 前条第一項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号の一に該当するに至つたときは、都は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 管理又は修理に関し法令に違反したとき。

二 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

三 前条第二項の補助の条件に従わなかつたとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第十二条 都指定有形文化財の管理が適当でないため当該都指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 都指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を都の負担とすることができる。

4 前項の規定により都が費用の全部又は一部を負担する場合には、[第十条第二項](#)及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第十三条 都が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき[第十条第一項](#)の規定により補助金を交付し、又は前条第三項の規定により費用を負担した都指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該都指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該都指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を都に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した都指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該都指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該都指定有形文化財を都に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、都は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第十四条 都指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、都は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第十五条 都指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、[第十条第一項](#)の規定による補助金の交付、[第十二条第二項](#)の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 都指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(調査)

第十八条 教育委員会は、必要があると認めるときは、都指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該都指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十九条 都指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該都指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該都指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

## 第五章 都指定史跡旧跡名勝天然記念物

(指定)

第三十三条 教育委員会は、都の区域内に存する記念物(法第百九条第一項の規定により、史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち、都にとつて重要なものを、東京都指定史跡(以下「都指定史跡」という。)、東京都指定旧跡(以下「都指定旧跡」という。)、東京都指定名勝又は東京都指定天然記念物(以下「都指定天然記念物」という。)(以下これらを「都指定史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、[第四条第二項](#)から[第五項](#)までの規定を準用する。(平一七条例三九・一部改正)

(解除)

第三十四条 都指定史跡旧跡名勝天然記念物が都指定史跡旧跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 都指定史跡旧跡名勝天然記念物について法第百九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

- 3 第一項の規定による指定の解除には[第五条第二項](#)及び[第五項](#)の規定を、前項の場合には[第五条第四項](#)及び[第五項](#)の規定を準用する。(平一七条例三九・一部改正)

(土地の所在等の異動の届出)

第三十五条 都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第三十六条で準用する第六条第二項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(準用規定)

第三十六条 [第六条](#)から[第八条](#)まで、[第十条](#)から[第十五条](#)まで、[第十八条](#)及び[第十九条](#)の規定は、都指定史跡旧跡名勝天然記念物について準用する。

## 第九章 区市町村教育委員会(平一一条例一二二・追加)

(区市町村教育委員会が処理する事務)

第五十七条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第五十五条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を区市町村(第二号に掲げる事務は区市に限る。)が処理することとする。

一 法及びこの条例の規定により文化財に関し教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の受理

二 [第三十六条](#)で準用する[第十四条第一項](#)の規定による都指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為の許可並びに[第三十六条](#)で準用する[第十四条第四項](#)の規定による当該許可の取消し及び停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びに停止命令を除く。)(平一一条例一二二・追加)

(区市町村教育委員会の意見具申)

第五十八条 教育委員会は、前条第一号の事務を処理する区市町村教育委員会に対し、当該届書その他の書類及び物件に関し意見を求めるものとする。(平一一条例一二二・追加)

## 第十一章 罰則(平一一条例一二二・旧第九章繰下)

(刑罰)

第六十二条 都指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。(平一一条例一二二・旧第五十五条繰下)

第六十三条 都指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。(平一一条例一二二・旧第五十六条繰下)

第六十四条 [第十四条\(第三十六条で準用する場合を含む。\)](#)の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで都指定有形文化財若しくは都指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。(平一一条例一二二・旧第五十七条繰下)

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。(平一一条例一二二・旧第五十八条繰下)

○東京都文化財保護条例施行規則

(第一条、第十三条—第十五条、第十八条、第二十五条抜粋)

全文：

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/static/reiki\\_int/reiki\\_honbun/g170RG00002143.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/static/reiki_int/reiki_honbun/g170RG00002143.html)

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更等に係る許可申請等)

第十三条 条例第十四条第一項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定により、都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けようとする者(以下本条において「許可申請者」という。)は、別記様式第十二号による現状変更等の許可申請書に、次の各号に掲げる書類等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る設計仕様書及び設計図
- 二 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 四 許可申請者が所有者以外の者であるときは、別記様式第十三号による所有者の現状変更等についての承諾書
- 五 管理責任者が選任されている場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、別記様式第十三号による管理責任者の現状変更等についての承諾書

2 条例第十四条第一項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る許可を受けた者が当該許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に着手し、又はこれを完了したときは、遅滞なく別記様式第十四号による現状変更等の着工(完了)届を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の完了の届出には、その結果を示す写真又は見取図等を添付しなければならない。

(維持の措置の範囲)

第十四条 条例第十四条第二項(第三十六条において準用する場合を含む。)に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該都指定有形文化財又は当該都指定史跡旧跡名勝天然記念物を、その指定当時の原状(指定後現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状)に復するとき。



二 都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は当該衰亡の拡大を防止するために、応急の措置を執るとき。

三 都指定史跡旧跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(修理の届出)

第十五条 条例第十五条第一項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物の修理をしようとするときの届出は、別記様式第十五号によるものとし、次の各号に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。

一 修理に係る仕様書及び設計図

二 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

(土地の所在等の変更届)

第十八条 条例第三十五条の規定による都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定地域内の土地の所在、地番、地目又は地積の異動に係る届出は、別記様式第二十三号によるものとし、当該地番、地目又は地積の異動が、土地の分筆等によるときは、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本をこれに添付しなければならない。

(平一八教委規則一〇・一部改正)

(区市教育委員会が処理する事務の範囲)

第二十五条 条例第五十七条第二号の規定による重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為以外の都指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為(都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)は、次に掲げるものとする。

一 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。)で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

二 工作物(建築物を除く。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

三 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

四 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のために必要な伐採に限る。)(平一二教委規則八・追加)

関係法令全文は以下の QR コードよりご参照ください。



東京都文化財保護条例



東京都文化財保護条例施行規則



大田区文化財保護条例



大田区文化財保護条例施行規則



大田区景観条例



大田区景観条例施行規則

**名勝洗足池公園保存活用計画**

発行年月 令和3年8月

編集・発行：大田区都市基盤整備部公園課

〒144-0047 大田区萩中三丁目26番46号

電話 03(6715)1825 FAX 03(3744)8955

：大田区教育委員会事務局 文化財担当

〒143-0025 大田区南馬込五丁目11番13号

郷土博物館内

電話 03(3777)1281 FAX 03(3777)1283